

下呂市集落支援員設置要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 8 年 9 月 30 日

下呂市長 山 内 登



令和 8 年下呂市告示第219号

下呂市集落支援員設置要綱の一部を改正する要綱

下呂市集落支援員設置要綱（令和 2 年下呂市告示第31号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><u>（任用、種類等）</u></p> <p>第 3 条 （略）</p> <p><u>2 支援員の種類は、次に掲げるとおりとし、</u> <u>それぞれ当該各号に定める時間の活動を行う</u> <u>ものとする。</u></p> <p><u>（1） 専任集落支援員 週15時間30分以上の</u> <u>支援活動（他の業務と兼業している場合も</u> <u>含む）を行う。</u></p> <p><u>（2） 兼任集落支援員 週15時間30分未満の</u> <u>支援活動を行う。</u></p> <p><u>3 ～ 5 （略）</u></p> <p><u>（活動に使用する車両）</u></p> <p>第 9 条 （略）</p>	<p><u>（任用及び任用期間）</u></p> <p>第 3 条 （略）</p> <p><u>2 ～ 4 （略）</u></p> <p><u>（活動に利用する車両）</u></p> <p>第 9 条 （略）</p>

附 則

この告示は、令和 8 年 9 月 30 日から施行する。